

令和３年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（宮城県分）等の結果について

1 令和３年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（宮城県分）の結果について

(1) 調査の趣旨（調査主体：文部科学省）

暴力行為やいじめ及び不登校等の生徒指導上の諸課題について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における取組の一層の充実に資するとともに、実態把握により、問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていく。

(2) 調査対象期間

令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

(3) 調査対象（令和３年５月１日現在）

国公立小・中学校・高等学校・特別支援学校，義務教育学校，中等教育学校在籍児童生徒（仙台市を含む）

- ・小学校数 376 校 （児童数 112,787 人）
- ・中学校数 208 校 （生徒数 59,406 人）
- ・高等学校 106 校 （生徒数 60,278 人）
- ・特別支援学校 29 校 （児童生徒数 2,636 人）

(4) 調査結果

別冊１のとおり

2 令和３年度における宮城県長期欠席状況調査（公立小・中学校）の結果について

(1) 調査の趣旨（調査主体：宮城県教育委員会）

県内児童生徒の不登校等の長期欠席状況を調査・分析することにより、不登校児童生徒支援に向けた実効性のある施策の立案につなげていく。

(2) 調査対象期間

令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

(3) 調査対象（令和３年５月１日現在）

○児童生徒調査

県内公立小・中学校長期欠席児童生徒（仙台市を除く）

- ・小学校 1,404 人
- ・中学校 2,380 人

○学校調査

県内全公立小・中学校（仙台市を除く）

- ・小学校 245 校
- ・中学校 132 校

(4) 調査結果

別冊２のとおり

令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（宮城県分）の結果について

◇文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果による
〔令和4年10月27日公表〕

1 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくものとする。

2 調査対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 調査対象（令和3年5月1日現在）

- 国公立小・中学校・高等学校・特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校在籍児童生徒（仙台市を含む）
 - ・ 小学校数 376校（児童数 112,787人） ※学校数は休校も含む
 - ・ 中学校数 208校（生徒数 59,406人）
 - ・ 高等学校 106校（生徒数 60,278人）
 - ・ 特別支援学校 29校（児童生徒数 2,636人） ※いじめのみ

4 調査結果の概要

（1）暴力行為

- 小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は2,303件（全国76,441件）であり、児童生徒1,000人当たりの発生件数は9.9件（全国6.0件）である。
- 小・中・高等学校において、発生件数がそれぞれ増加している。
- 形態別では、小学校においては、対教師暴力、対人暴力、器物損壊が増加、生徒間暴力は減少している。中学校においては、生徒間暴力、器物損壊が増加、対教師暴力、対人暴力は減少している。高等学校においては、生徒間暴力、器物損壊が増加、対人暴力が減少している。

① 発生件数

種別	小学校			中学校			高等学校		
	R3	R2	前年度比較	R3	R2	前年度比較	R3	R2	前年度比較
発生件数(件)	1,294	1,236	+58	914	696	+218	95	69	+26
1,000人当たりの発生件数	11.5	10.8	+0.7	15.4	11.8	+3.6	1.6	1.1	+0.5

② 形態別発生状況

種別	小学校			中学校			高等学校		
	R3	R2	前年度比較	R3	R2	前年度比較	R3	R2	前年度比較
対教師暴力(件)	310	291	+19	62	87	-25	5	5	0
生徒間暴力(件)	820	823	-3	629	408	+221	45	37	+8
対人暴力(件)	2	0	+2	4	8	-4	3	4	-1
器物損壊(件)	162	122	+40	219	193	+26	42	23	+19
計	1,294	1,236	+58	914	696	+218	95	69	+26

③ 形態別1,000人当たりの発生件数

種別	小学校			中学校			高等学校		
	R3	R2	前年度比較	R3	R2	前年度比較	R3	R2	前年度比較
対教師暴力(件)	2.7	2.5	+0.2	1.0	1.5	-0.5	0.1	0.1	0
生徒間暴力(件)	7.3	7.2	+0.1	10.6	6.9	+3.7	0.7	0.6	+0.1
対人暴力(件)	0.0	0	+0.0	0.1	0.1	0	0.0	0.1	-0.1
器物損壊(件)	1.4	1.1	+0.3	3.7	3.3	+0.4	0.7	0.4	+0.3
計	11.5	10.8	+0.7	15.4	11.8	+3.6	1.6	1.1	+0.5

(2) いじめ

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめ認知件数は14,783件(全国615,351件)であり、前年度より1,881件増加している。また、児童生徒1,000人当たりの認知件数は62.9件(全国47.7件)である。
- 小・中・高等学校及び特別支援学校とも前年度より認知件数は増加した。

① いじめ認知件数

種別	小学校		
	R3	R2	前年度比較
認知件数(件)	12,532	10,949	+1,583

種別	中学校		
	R3	R2	前年度比較
認知件数(件)	1,989	1,774	+215

種別	高等学校		
	R3	R2	前年度比較
認知件数(件)	220	153	+67

種別	特別支援学校		
	R3	R2	前年度比較
認知件数(件)	42	26	+16

② いじめの解消率(小・中・高等学校及び特別支援学校)

	R3	R2	前年度比較
宮城県	81.9%	80.6%	+1.3
全国	80.1%	77.4%	+2.7

③ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

(小・中・高等学校及び特別支援学校)

	発生した 学校数(校)	発生件数 (件)	法第28条第1項第1号に 規定する発生件数(件)	法第28条第1項第2号に 規定する発生件数(件)	1,000人当たり の発生件数(件)
宮城県	19	19	4	15	0.08
全国	645	705	349	429	0.05

- (注) ・ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。
- ・ 第1号「重大事態」とは、法第28号第1項第1号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」。第2号「重大事態」とは、同第2号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」。
 - ・ 1件の「重大事態」が、第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

(3) 小・中・高等学校の長期欠席（不登校等）

- 不登校出現率は、小学校1.46%（全国1.30%）、中学校6.01%（全国5.00%）であり、小学校、中学校ともに前年度より増加している。
 - 高等学校では、不登校出現率は2.79%（全国1.69%）であり、前年度より増加している。
 - 小・中・高等学校とも、依然として全国と比べ高い状況である。
- ※ 不登校出現率：在籍児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合

(注) 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、従来、年度間に「欠席日数」30日以上の子童生徒について調査してきたが、令和2年度より「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかつた児童生徒について調査。

① 理由別長期欠席者数

〈小学校〉

(人)

区分	在籍児童数 ①	理由別長期欠席者数					長期欠席総数	うち不登校出現率(%) ④÷①	不登校出現率前年度比較	
		病気 ②	経済的理由 ③	不登校 ④	新型コロナウイルスの感染回避 ⑤	その他 ⑥				
R3	宮城県	112,787	321	0	1,649	725	336	3,031	1.46	+0.41
	全 国	6,262,256	22,307	7	81,498	42,963	34,100	180,875	1.30	+0.30
R2	宮城県	114,293	233	1	1,204	396	230	2,064	1.05	+0.03
	全 国	6,333,716	18,539	13	63,350	14,238	17,606	113,746	1.00	+0.17

〈中学校〉

(人)

区分	在籍生徒数 ①	理由別長期欠席者数					長期欠席総数	うち不登校出現率(%) ④÷①	不登校出現率前年度比較	
		病気 ②	経済的理由 ③	不登校 ④	新型コロナウイルスの感染回避 ⑤	その他 ⑥				
R3	宮城県	59,406	458	0	3,569	397	214	4,638	6.01	+1.40
	全 国	3,266,896	34,652	12	163,442	16,353	18,416	232,875	5.00	+0.91
R2	宮城県	58,985	382	0	2,717	296	127	3,522	4.61	-0.49
	全 国	3,244,958	25,888	20	132,777	6,667	8,649	174,001	4.09	+0.15

〈高等学校〉

(人)

区分	在籍生徒数 ①	理由別長期欠席者数						長期欠席総数	うち不登校出現率(%) ④÷①	不登校出現率前年度比較
		病気 ②	経済的理由 ③	不登校 ④	新型コロナウイルスの感染回避 ⑤	その他 ⑥				
R3	宮城県	55,624	681	7	1,554	126	267	2,635	2.79	+0.76
	全国	3,014,194	22,864	385	50,985	12,388	31,610	118,232	1.69	+0.30
R2	宮城県	57,449	373	3	1,164	214	134	1,888	2.03	-0.56
	全国	3,098,203	16,521	429	43,051	9,382	11,144	80,527	1.39	-0.19

② 不登校の内訳

(人)

区分	不登校児童生徒数	内訳										
		欠席日数90日未満		欠席日数90日以上		出席日数11日以上		出席日数1日～10日		出席日数0日		
宮城県	小学校	1,649	977	59.2%	672	40.8%	560	34.0%	82	5.0%	30	1.8%
	中学校	3,569	1,435	40.2%	2,134	59.8%	1,750	49.0%	315	8.8%	69	1.9%
	高等学校	1,554	1,322	85.1%	232	14.9%	198	12.7%	26	1.7%	8	0.5%
	合計	6,772	3,734	55.1%	3,038	44.9%	2,508	37.0%	423	6.2%	107	1.6%
全国	小学校	81,498	45,488	55.8%	36,010	44.2%	29,569	36.3%	4,117	5.1%	2,324	2.9%
	中学校	163,442	64,797	39.6%	98,645	60.4%	77,353	47.3%	15,070	9.2%	6,222	3.8%
	高等学校	50,985	42,037	82.4%	8,948	17.6%	7,150	14.0%	1,186	2.3%	612	1.2%
	合計	295,925	152,322	51.5%	143,603	48.5%	114,072	38.5%	20,373	6.9%	9,158	3.1%

(4) 高等学校の中途退学

○ 中途退学率は 1.3% (全国 1.2%) であり、前年度より増加している。

中途退学者数及び中途退学率

区分		R3	R2	前年度比較
宮城県	中途退学者 (人)	797	714	+83
	中途退学率 (%)	1.3	1.2	+0.1
全国	中途退学者 (人)	38,928	34,965	+3,963
	中途退学率 (%)	1.2	1.1	+0.1

5 県教委としての対応

暴力行為の発生件数やいじめの認知件数の増加については、新型コロナウイルス感染症の影響により登校日数が大幅に減った前年度と比べ休校等が減少したことや、行動制限が徐々に緩和される中、児童生徒同士が関わり合う機会が増加したこと等が影響していると考えられる。

不登校児童生徒数については小学校・中学校・高等学校すべてにおいて前年度より増加しており、学校に登校していない児童生徒に対する教育機会の確保に向けた取組をより一層推進していく必要がある。

子供たちの不安や悩みを受け止め、一人ひとりに寄り添うことが何よりも大切であるという認識のもと、すべての児童生徒にとって「魅力ある・行きたくなる学校づくり」を推進するとともに、今回の調査結果を踏まえ、市町村教育委員会や関係部局、民間施設等と連携しながら、以下のような取組を一層推進する。

(1) 教育相談等の充実

- ① 全公立小・中学校，県立高等学校及び県立特別支援学校にスクールカウンセラーを配置
- ② 各市町村にスクールソーシャルワーカーを配置（市町村委託）し，公立小・中学校を支援するとともに，県立高等学校及び県立特別支援学校にスクールソーシャルワーカーを配置
- ③ 児童生徒心のサポート班による，心のケア，いじめ対策，学校に登校していない児童生徒等支援等に係る訪問指導及び来所相談
- ④ 教育事務所専門カウンセラーを各教育事務所に配置し，管内の児童生徒や保護者及び教職員からの相談に対応
- ⑤ 24時間SOSダイヤルやSNS等を活用した相談業務の実施

(2) 問題行動への対策

【暴力行為】

- ① 生徒指導支援として教員加配や警察・教員OB等の支援員の配置
- ② 宮城県警察によるスクールサポーター制度の活用促進
- ③ 学校警察連絡協議会連絡会における学校と警察の情報交換と連携の強化
- ④ 問題行動の未然防止，早期解決のために学校生活適応支援員を配置

【いじめ】

- ① いじめ対応研修会の実施と県教委作成の「いじめ対応マニュアル」の活用促進
- ② 指導主事学校訪問における学校の諸課題に関する話合いや校内研修の充実によるいじめの積極的な認知と早期の組織的な対応及び「いじめ防止対策推進法」等に基づく適切な重大事態への対応の徹底
- ③ 各教育事務所及び義務教育課にスクールロイヤーを配置し，いじめ予防教室や法的相談を実施

- ④ 児童生徒による動画作品の制作を通し、いじめ防止の取組や主体的に魅力的な学校づくりに取組もうとする意識を醸成
- ⑤ 研修会の開催とフィルタリング機能の普及促進、情報モラルの啓発とネットパトロールの実施によるネット被害未然防止対策
- ⑥ 児童生徒によるいじめ防止に向けた話合いや主体的な取組を通し、いじめへの理解を深め、いじめに向かわない心情や態度を育成

(3) 不登校児童生徒への支援の充実（「どこにいても誰かとつながっている」体制づくりの充実）

- ① すべての児童生徒にとって「魅力ある・行きたくなる学校づくり」の更なる推進
- ② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるアセスメントの実施と個票活用による組織的・計画的な支援の充実
- ③ 教室で過ごすことに困難を抱える児童生徒の居場所を校内につくり、学習支援と自立支援を図る「不登校等児童生徒学び支援教室充実事業」の推進
- ④ 「みやぎ子どもの心のケアハウス」の機能強化による多様な教育機会の確保
- ⑤ 不登校児童生徒の社会的自立を支援する訪問指導員を配置し、アウトリーチによる相談、学習支援を実施
- ⑥ 多様な教育機会の確保に向けたフリースクール等民間団体との連携強化
- ⑦ 高校入試では、不登校のみをもって不利にならないよう配慮

問題行動の未然防止, 早期発見・早期対応
学校に登校していない児童生徒への適切な支援

心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等支援チームの設置 (教育庁内関係全課室公所に相談窓口を設置)

- 心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等支援プロジェクトチーム**
(義務教育課内に設置)
- 心のケア, いじめ対策, 不登校児童生徒等支援を総合的に企画・調整
 - 相談窓口の運営, 現場訪問に係る総合調整

- 児童生徒の心のサポート班**(東部教育事務所・大河原教育事務所内に設置)
- 心のケア, いじめ対策, 学校に登校していない児童生徒等支援等に係る訪問指導及び来所相談
 - 指導主事, 心理職員, スクールソーシャルワーカーで班を構成

教育相談の充実(小・中)

スクールカウンセラーの配置

- 全公立中学校に配置
- 全市町村に広域カウンセラーを配置し全公立小学校に対応
- 児童生徒等及び保護者からの相談対応
- カウンセリングに関する教員への助言等校内教育相談体制の充実
- 要請のあった学校への緊急派遣

教育事務所専門カウンセラーの配置

- 教育事務所管内の児童生徒や保護者及び教職員からの相談に対応(各教育事務所等に配置)

- 学校に登校していない児童生徒や保護者対象相談会・懇談会での講話, 教育相談の実施
- 緊急対応, 心のケアを要する学校でのカウンセリングの実施

けやき支援員, けやきフレンドの派遣

- けやき教室等にけやき支援員を派遣
- けやき教室へのボランティアの派遣



いじめ対策・不登校児童生徒支援(小・中)

スクールソーシャルワーカー活用事業

- スクールソーシャルワーカーの配置 (市町村別)
 - スクールソーシャルワーカーSVの派遣
 - 各教育事務所内に在学青少年育成員を配置
 - 学校に心のケア支援員を配置
 - 教育庁に心のサポートアドバイザーを配置
 - みやぎ小・中学生いじめ防止動画コンクール
 - みやぎ小・中学生いじめ問題を考えるフォーラム
- 不登校支援ネットワーク事業**
- 訪問指導員を配置し, 訪問指導(相談及び学習支援)を実施
 - 各教育事務所等に「地域ネットワークセンター」を設置

高等学校スクールカウンセラー活用事業(高)

- 県立高等学校にスクールカウンセラーを配置
- 県立高等学校にスクールソーシャルワーカーを配置
- 生徒, 保護者, 教職員に対する計画的, 継続的なカウンセリング及び支援
- 教育相談に関する教職員への助言・援助

ネット被害未然防止対策

- 研修会の開催とフィルタリング機能の普及促進, 情報モラルの啓発
- ネットパトロールの実施

スクールロイヤー活用事業(小・中・高・特)

- いじめ予防教室や法的相談の実施

特別支援学校外部専門家活用事業(特)

- 特別支援学校へのスクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカーの配置

総合教育相談 児童生徒及び保護者等への教育相談

- 「不登校・発達支援相談室」で臨床心理士等が行う面談・電話による教育相談
- 24時間子供SOSダイヤル
- SNS等を活用した相談業務

魅力ある・行きたくなる学校づくりの推進(小・中・高)

- みやぎ「行きたくなる学校づくり」推進事業
- みやぎ「行きたくなる学校づくり」研修会
- 教育活動充実支援事業
- 地域とともにつくる魅力ある県立高等学校支援事業

いじめ対策・不登校生徒支援の強化(高)

- いじめ問題対策連絡協議会の設置・開催
- いじめ防止対策調査委員会の設置・開催
- 学校警察連絡協議会の設置・開催
- 学校生活適応支援員, 心のサポートアドバイザーの配置
- 問題が深刻化した場合の支援チーム派遣
- 学校間や関係機関との連携
- 精神保健研修会の開催

みやぎアドベンチャープログラム(MAP)事業

- 児童生徒の豊かな人間関係の構築に向けて指導者の養成や研修
- MAPの手法を取り入れた集団活動の実施

不登校等児童生徒学び支援教室充実事業(小・中)

- 教室で過ごすことに困難を抱える児童生徒の居場所を校内につくり, 学習支援と自立支援を行う。

各種研修の充実(小・中・高・特)

- 生徒指導に係る研修会の実施

みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業(小・中)

- 不登校及び不登校傾向にある児童生徒の社会的自立や自らの意思で学校復帰を希望する児童生徒の支援に向けた市町村が行う体制整備・機能強化を支援



令和３年度における宮城県長期欠席状況調査（公立小中学校）の結果について

1 調査の趣旨

令和３年度における児童生徒の長期欠席の状況等を調査・分析することにより、不登校児童生徒等支援に向けた実効性のある施策の立案につなげていくものとする。

2 調査対象期間

令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

3 調査対象（令和３年５月１日現在）

(1) 児童生徒調査

- 県内公立小中学校長期欠席児童生徒（仙台市を除く） 3,784人
 - ・小学校 1,404人
 - ・中学校 2,380人

(2) 学校調査

- 県内全公立小中学校（仙台市を除く） 377校
 - ・小学校 245校
 - ・中学校 132校

4 回答方法

児童生徒調査、学校調査ともに質問紙法による学校の回答
 （児童生徒調査については、担任をしていた教師等の見立ての回答）

5 調査結果の概要

(1) 長期欠席の概要について（R3年度とR2年度比較）

- 長期欠席児童生徒数は、昨年度と比較して小学校で392人の増、中学校で621人の増である。
- 不登校は、小学校で231人の増、中学校で497人の増である。
- そのうち90日以上欠席の不登校は、小学校で61人の増であり、中学校で286人の増である。

(2) 令和元年度から令和３年度における長期欠席児童生徒の状況について

区分 校種		長期欠席児童生徒（人）														
		病気		経済的 理由		30日以上 欠席		不登校				新型コロナ ウイルスの感染 回避		その他		総計
								(内数) 前回調査 でも不登 校	(内数) 90日以 上欠席	(内数) 出席10 日以下	(内数) 出席0					
小学 校	R3	166	11.8%	0	0.0%	925	65.9%	370	343	66	16	209	14.9%	104	7.4%	1,404
	R2	145	14.3%	1	0.1%	694	68.6%	282	49	15	98	9.7%	74	7.3%	1,012	
	R元	230	23.5%	1	0.1%	676	69.1%	218	45	17	72	7.4%	979			
中 学 校	R3	213	8.9%	0	0.0%	1,999	84.0%	1,034	1,141	211	47	133	5.6%	35	1.5%	2,380
	R2	191	10.9%	0	0.0%	1,502	85.4%	855	196	49	35	2.0%	31	1.8%	1,759	
	R元	187	10.4%	0	0.0%	1,562	87.3%	927	195	59	41	2.3%	1,790			
R3小中合計		379	10.0%	0	0.00%	2,924	77.3%	1,404	1,484	277	63	342	9.0%	139	3.7%	3,784
R2小中合計		336	12.1%	1	0.04%	2,196	79.2%	1,137	249	64	133	4.8%	105	3.8%	2,771	
R元小中合計		417	15.1%	1	0.04%	2,238	80.8%	1,145	240	76	113	4.1%	2,769			

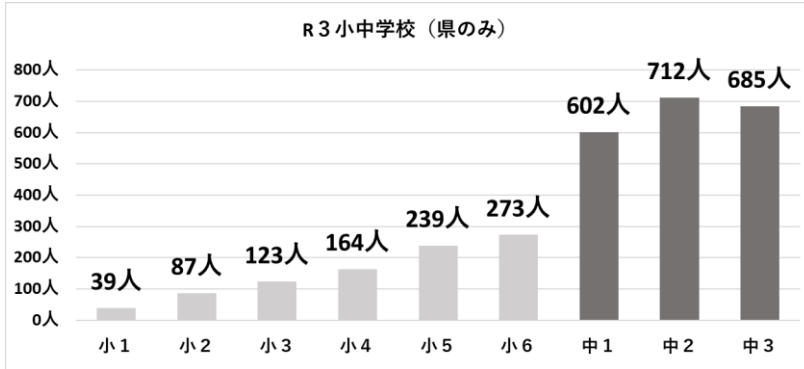
6 不登校児童生徒の状況について（児童生徒調査）

(1) 令和3年度における不登校児童生徒の状況について（学校が回答した不登校児童生徒の個々の状況）

① 不登校児童生徒の学年と不登校のきっかけと継続要因について

〈不登校児童生徒の学年〉

（単位：人）

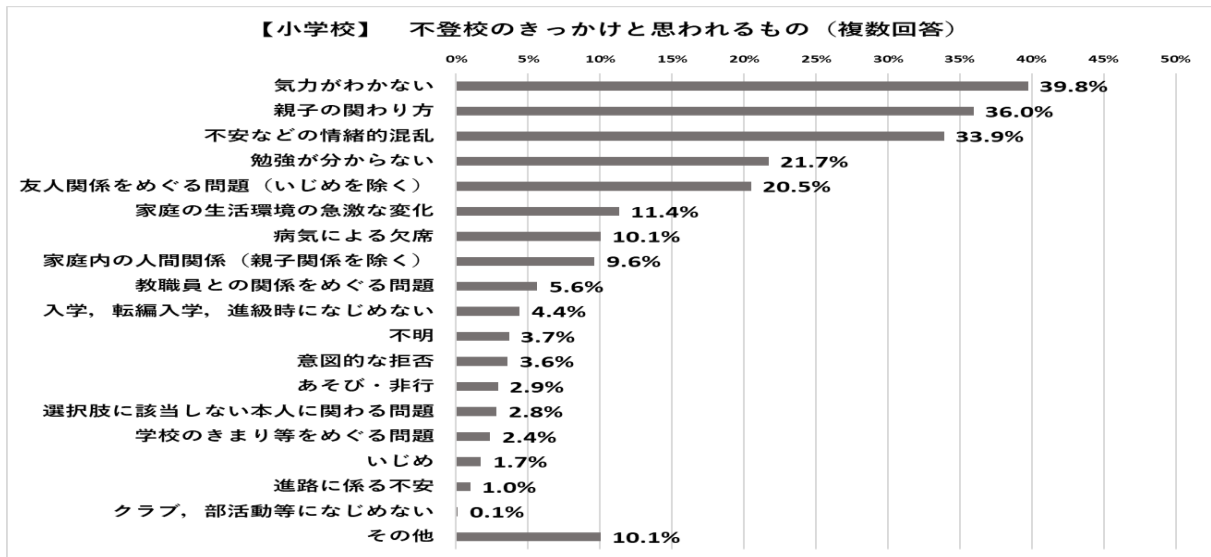


【不登校児童生徒の現状】
 ○ 小学1年生から小学6年生まで、学年が上がるにつれて、不登校児童数が少しずつ増加している。
 ○ 中学1年生で不登校生徒数が急激に増加し、中学3年生でやや減少している。

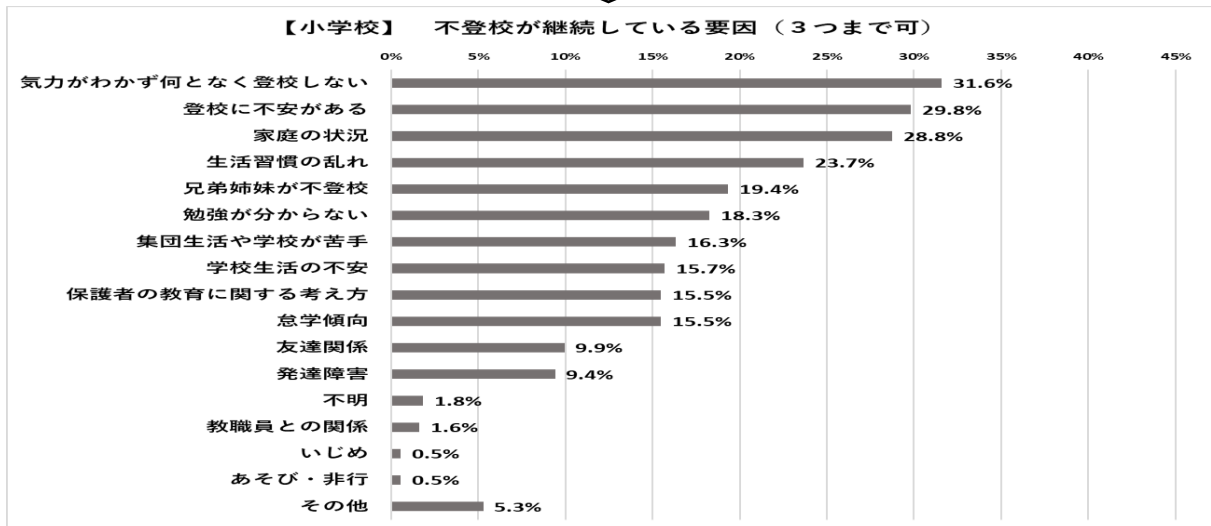
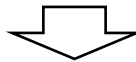
〈不登校のきっかけと継続要因〉

【小学校】

[きっかけ]※複数回答可

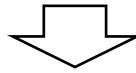
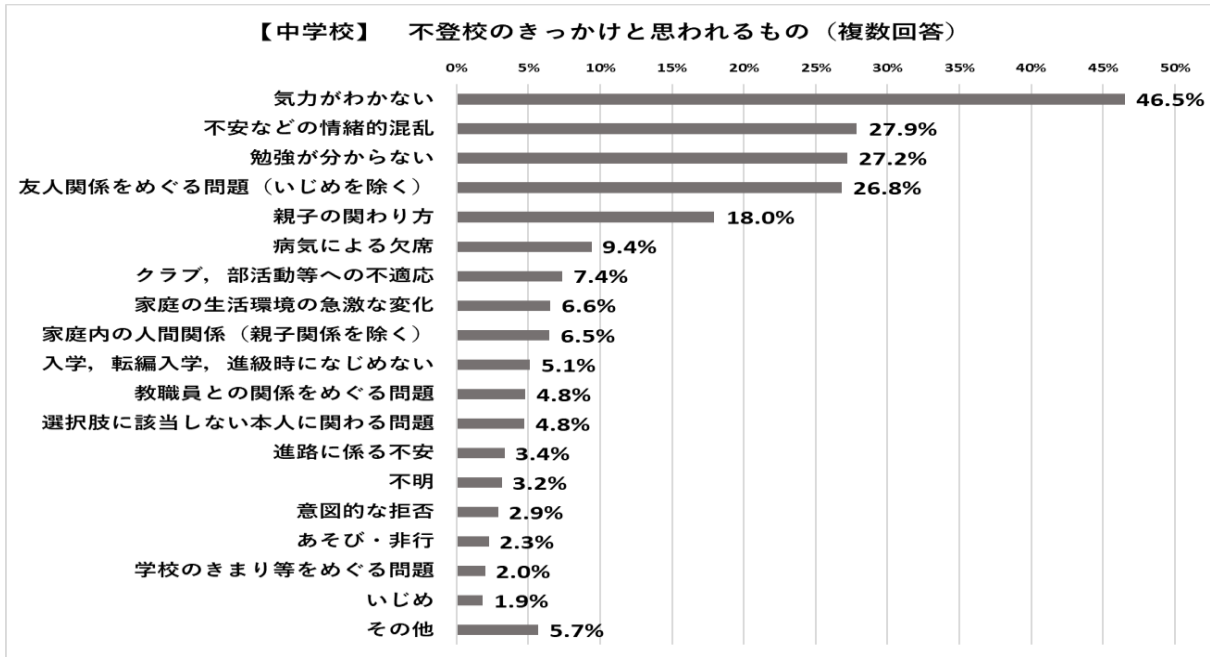


[継続要因] ※3つまで選択可

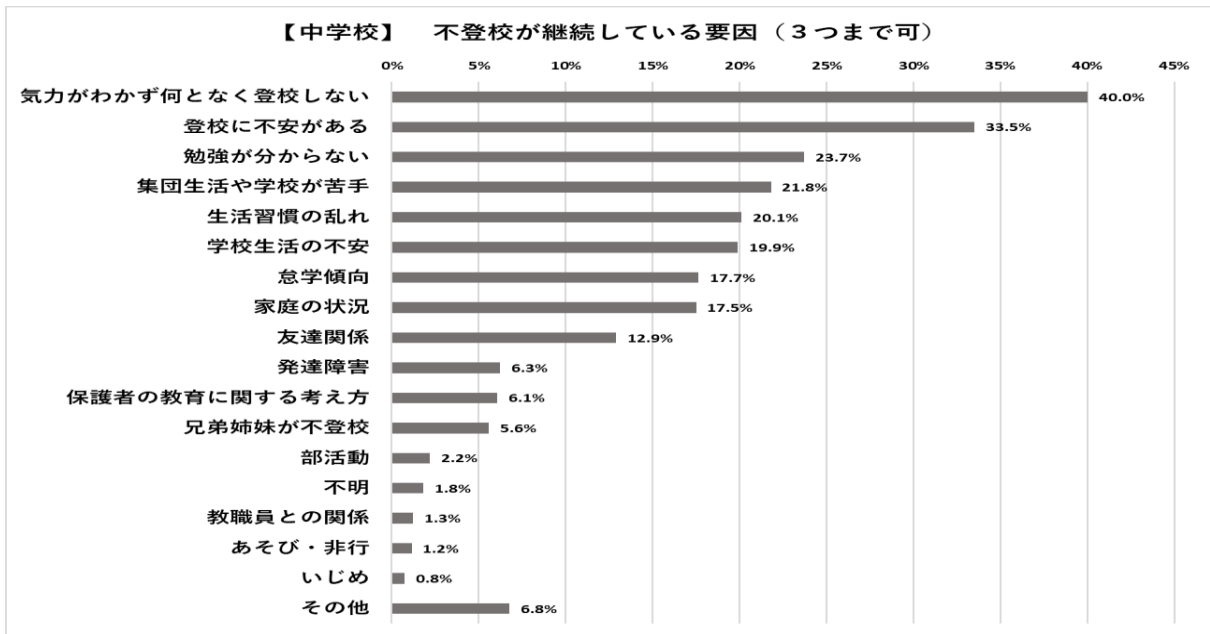


【中学校】

[きっかけ] ※複数回答可



[継続要因] ※3つまで選択可



【不登校のきっかけ】

- 小学校では「気がわからない」や「親子の関わり方」, 「不安などの情緒的混乱」が多い。
- 中学校では「気がわからない」や「不安などの情緒的混乱」, 「勉強が分からない」が多い。

【不登校の継続要因】

- 小学校では「気がわからず何となく登校しない」や「登校に不安がある」, 「家庭の状況」が多く, 主に本人や家庭に係る要因が多い。
- 中学校では「気がわからず何となく登校しない」や「登校に不安がある」, 「勉強が分からない」が多く, 本人に係る要因が多い。

② 不登校になったきっかけに対する不登校が継続している要因について

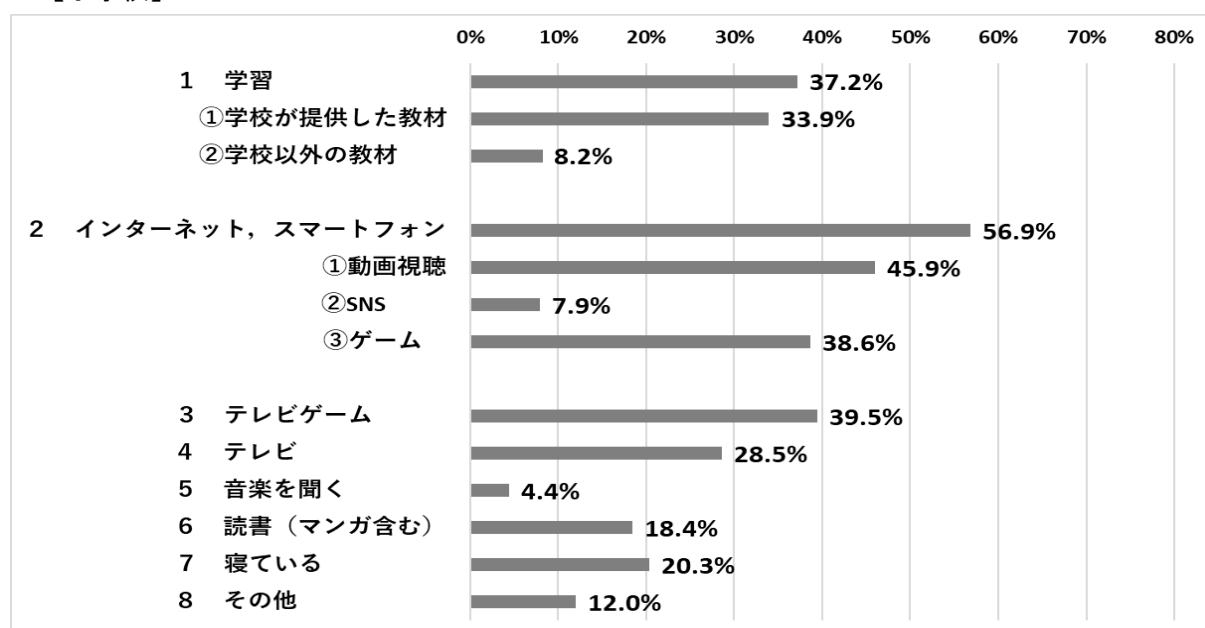
	不登校のきっかけ	不登校が継続している要因（上位3項目，複数回答）		
小学校	1 気力がわかない	①気力がわかず何となく登校しない	②生活習慣の乱れ	③家庭の状況
	2 親子の関わり方	①家庭の状況	②生活習慣の乱れ	③気力がわかず何となく登校しない
	3 不安などの情緒的混乱	①登校に不安がある	②学校生活の不安	③気力がわかず何となく登校しない
中学校	1 気力がわかない	①気力がわかず何となく登校しない	②勉強が分からない	③怠学傾向
	2 不安などの情緒的混乱	①登校に不安がある	②学校生活の不安	③集団生活や学校が苦手
	3 勉強が分からない	①勉強が分からない	②気力がわかず何となく登校しない	③登校に不安がある

- 小学校で「気力がわかない」がきっかけで不登校になった児童が多く、「気力がわかず何となく登校しない」「生活習慣の乱れ」「家庭の状況」が要因で不登校が継続している。
- 中学校では「気力がわかない」がきっかけで不登校になった生徒が多く、「気力がわかず何となく登校しない」「勉強が分からない」「怠学傾向」が要因で不登校が継続している。

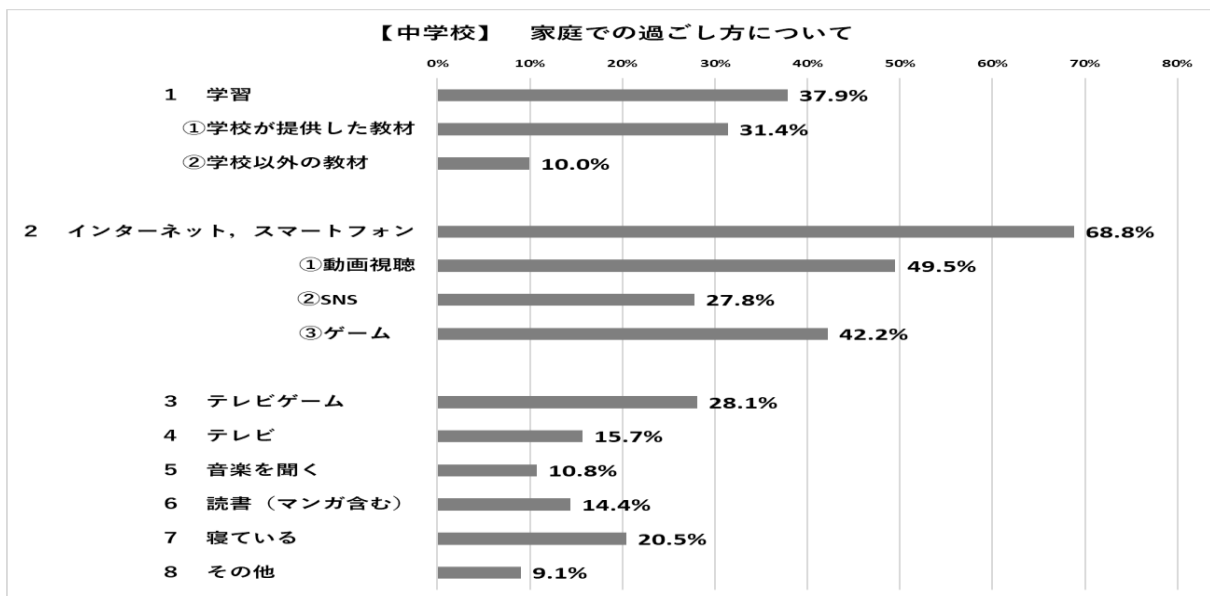
(2) 家庭での過ごし方 ※学校がある昼の時間帯に主に何をしているか。（3つまで選択可）

- 小中学校ともに、インターネット，スマートフォンが最も多い。
- 小中学校ともに、学習している割合が約37%，昼の時間帯に寝ている割合が約20%である。

【小学校】



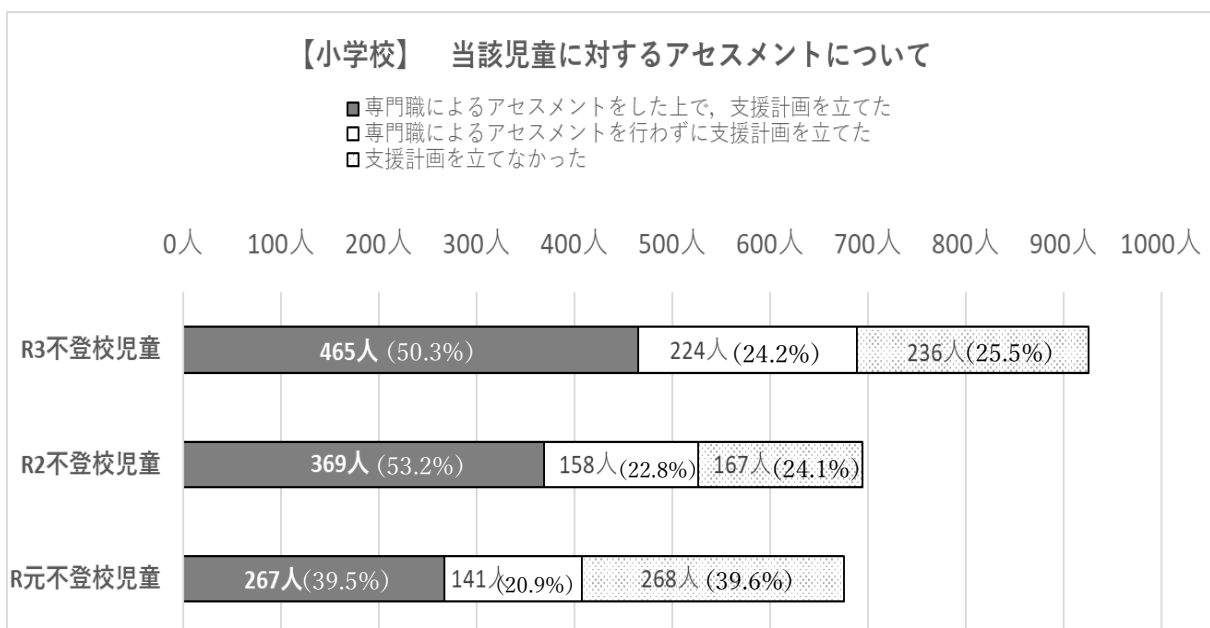
【中学校】



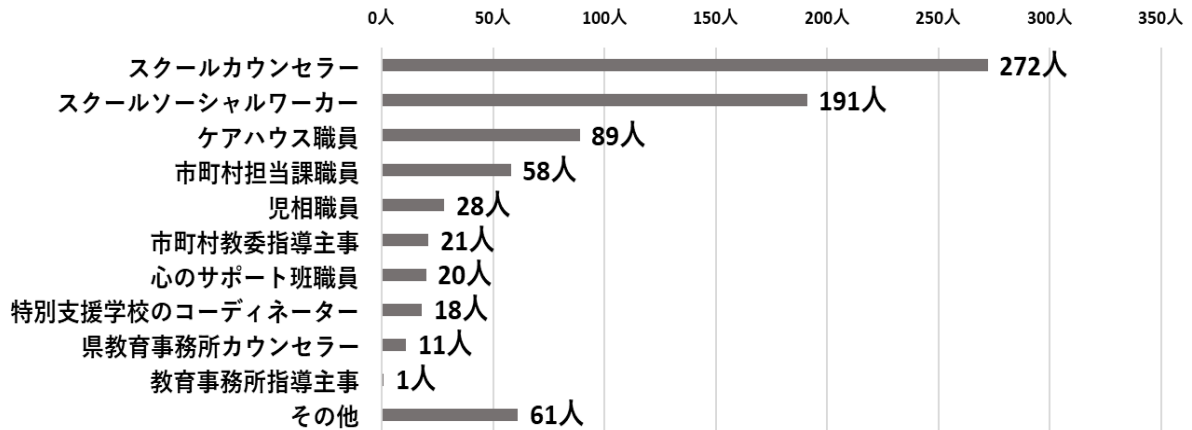
（3）不登校児童生徒に対するアセスメント（見立て）について

- 支援計画を立てた児童生徒数は、小学校が689人、中学校は1297人である。その内、専門職によるアセスメントを基に支援計画を立てた数は、小学校が465人、中学校は952人である。前年度に比べ、小・中学校とも支援計画を立てた数は増えているものの、割合はやや減少している。
- 専門職の内訳は、「スクールカウンセラー」が最も多く、小学校では272人、中学校では609人の児童生徒の支援計画作成に関わった。「スクールソーシャルワーカー」は、小学校で191人、中学校では360人の児童生徒の支援計画作成に関わった。その他の専門職として、「みやぎ子どもの心のケアハウス職員」や「市町村担当課職員」などが挙げられた。

【小学校不登校児童】（925人中）



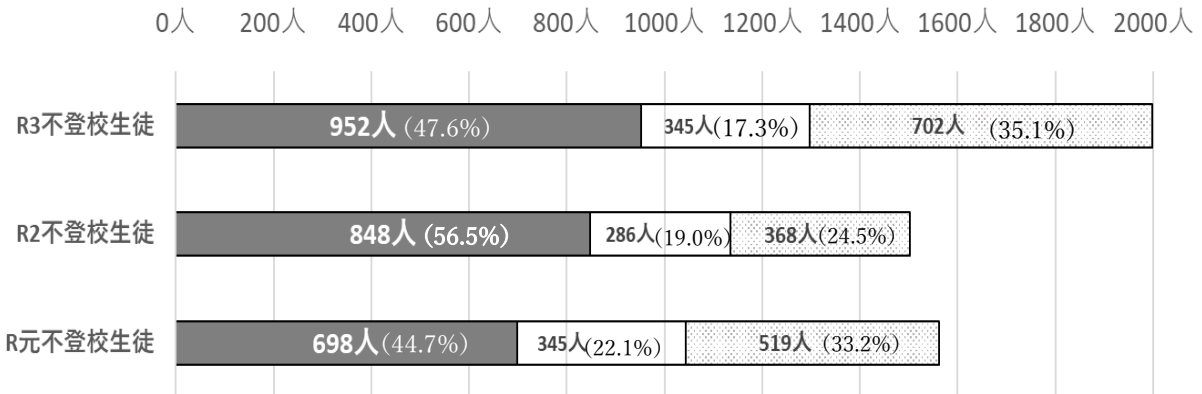
【小学校】 アセスメントに関わった専門職（複数回答）



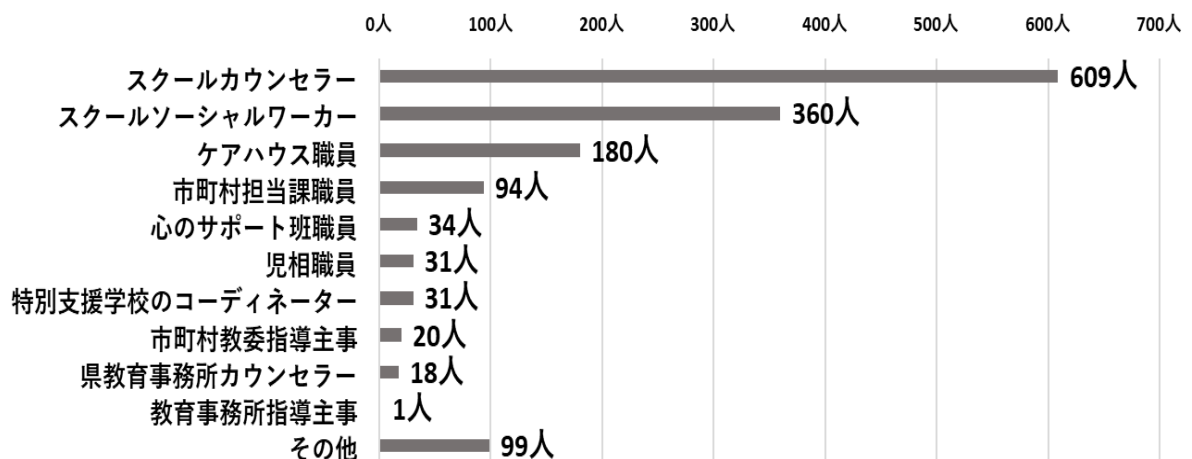
【中学校不登校生徒】（1,999 人中）

【中学校】 当該生徒に対するアセスメントについて

- 専門職によるアセスメントをした上で、支援計画を立てた
- 専門職によるアセスメントを行わずに支援計画を立てた
- 支援計画を立てなかった

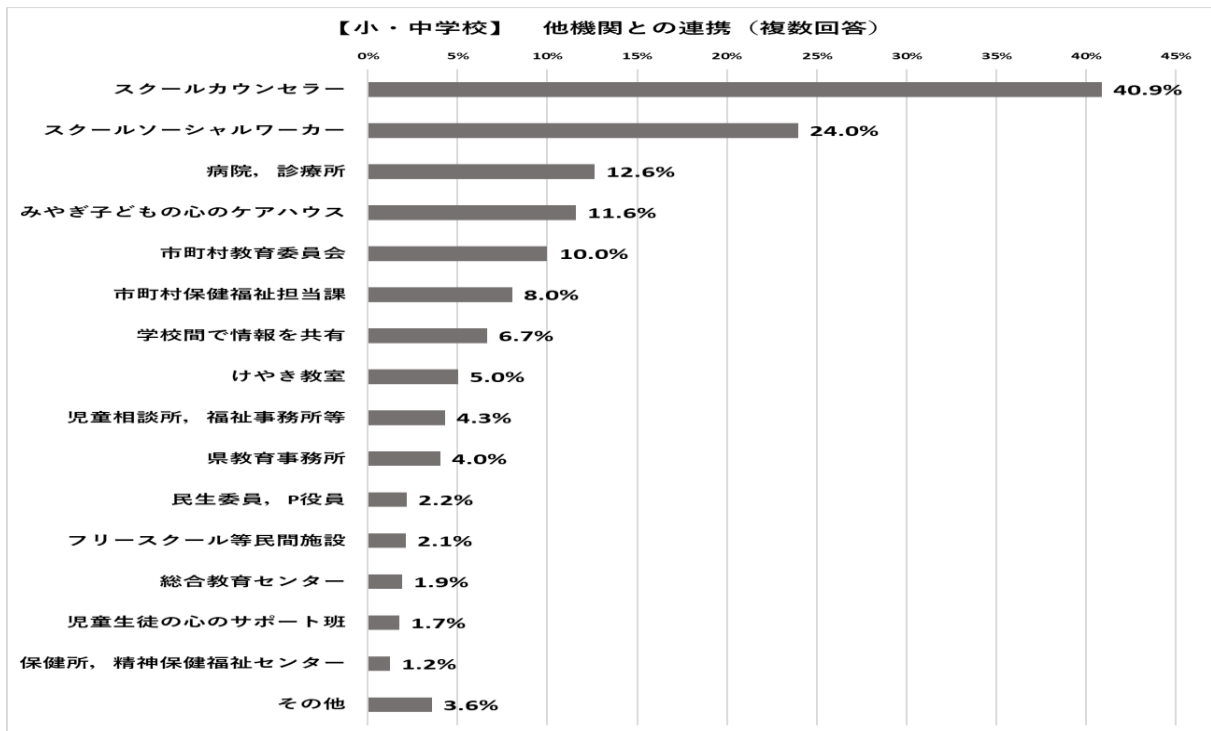
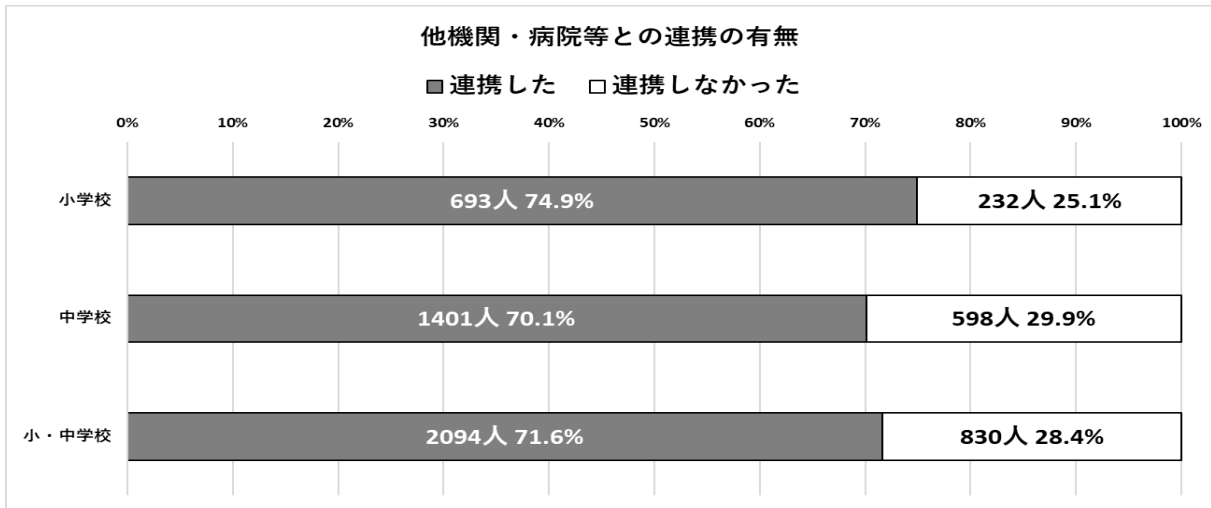


【中学校】 アセスメントに関わった専門職（複数回答）



(4) 学校における他機関等との連携について

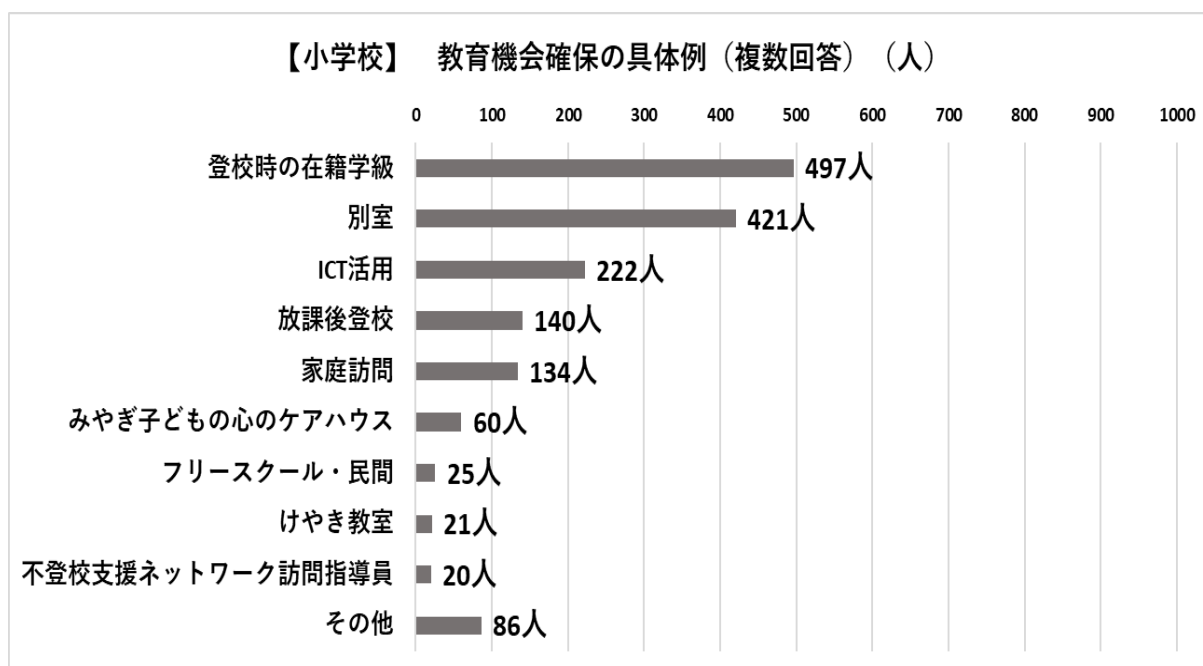
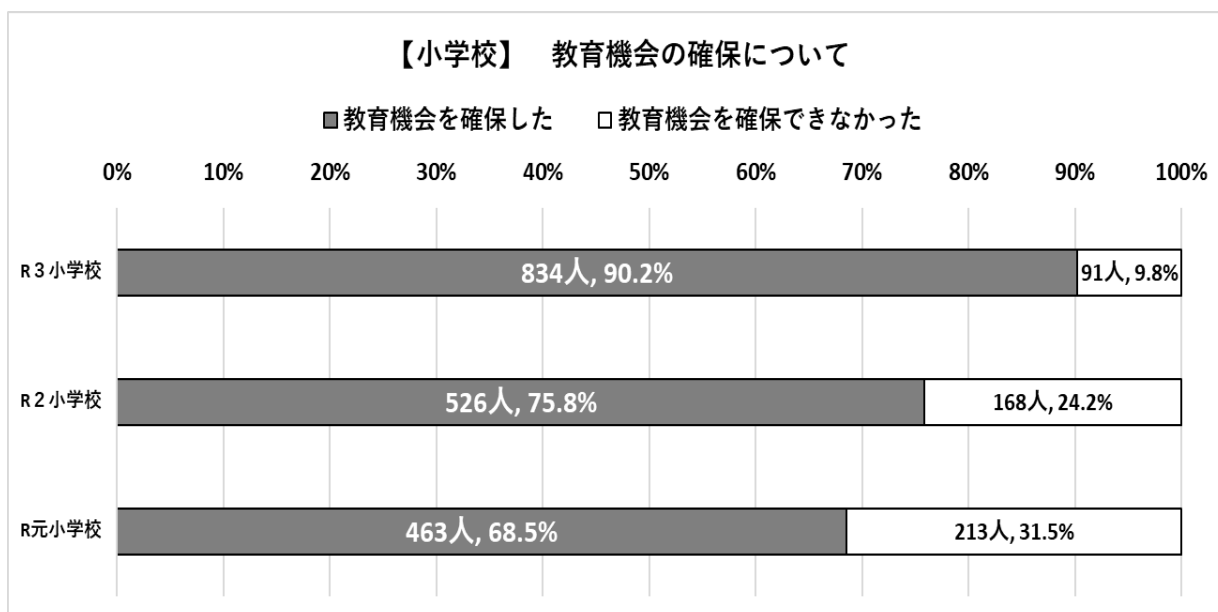
- 小学校不登校児童925人中,学校が他機関等と連携していたのは693人(74.9%)。連携していなかったのは232人(25.1%)である。
- 中学校不登校児童1,999人中,学校が他機関等と連携していたのは1,401人(70.1%)。連携していなかったのは598人(29.9%)である。
- 小学校及び中学校不登校児童生徒の他機関等との連携先の上位はともに「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」,「病院や診療所」,「みやぎ子どもの心のケアハウス」である。



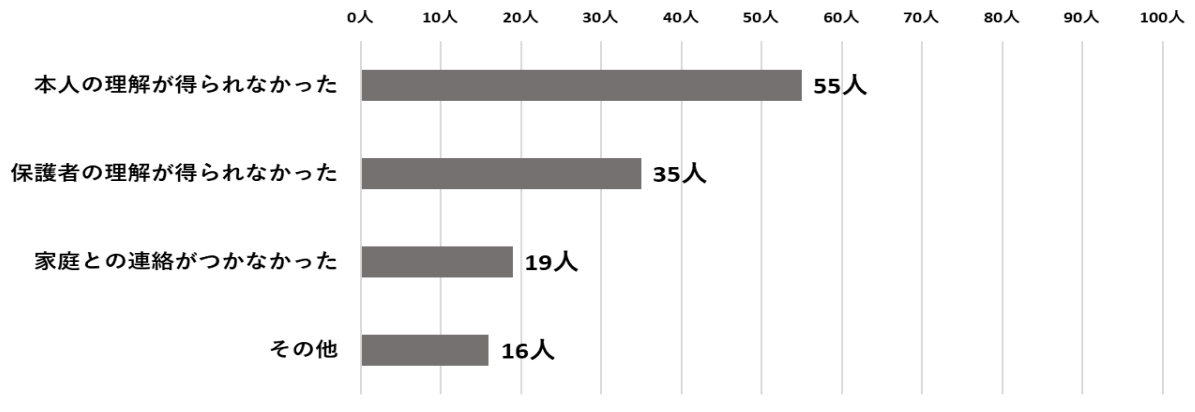
(5) 教育機会確保法に基づく、多様な教育機会の確保について

- 小学校では、90.2%の児童の教育機会が確保されており、具体例としては、「登校時の在籍学級での学習」が最も多く、次いで「別室での学習」や「ICTを活用した学習」が挙げられる。
- 中学校では、86.8%の生徒の教育機会が確保されており、具体例としては、「別室での学習」が最も多く、次いで「登校時の在籍学級での学習」や「家庭訪問を通じての学習」が挙げられる。
- 小中学校ともに、確保できなかった理由としては、「本人の理解が得られなかった」が最も多い。

【小学校】

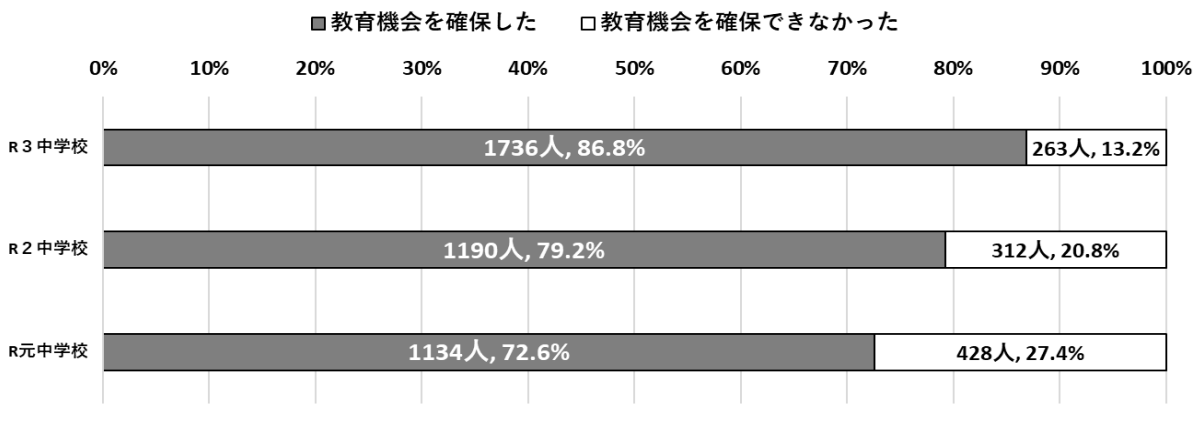


【小学校】 教育機会を確保しなかった理由（複数回答）（人）

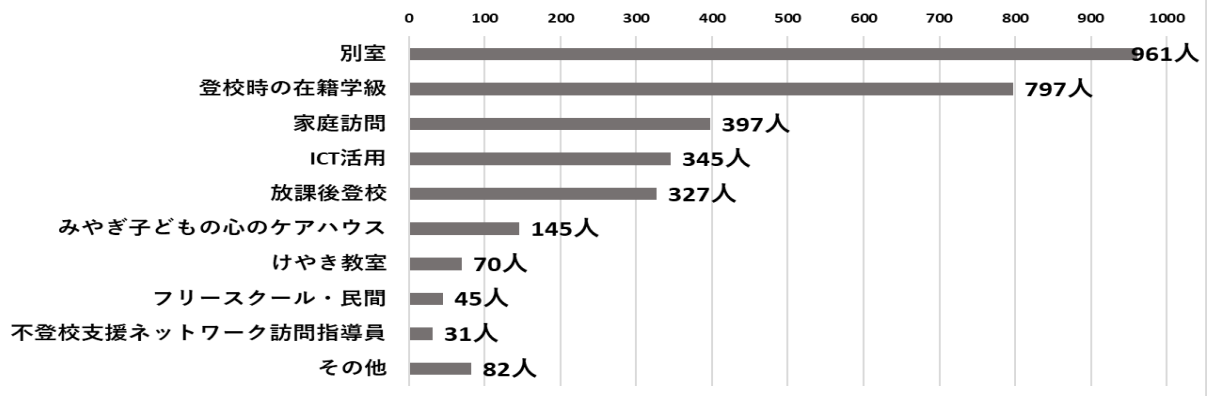


【中学校】

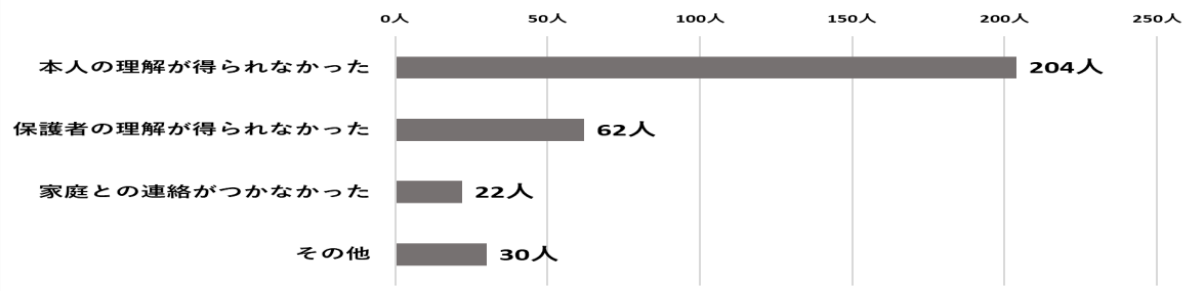
【中学校】 教育機会の確保について



【中学校】 教育機会確保の具体例（複数回答）（人）

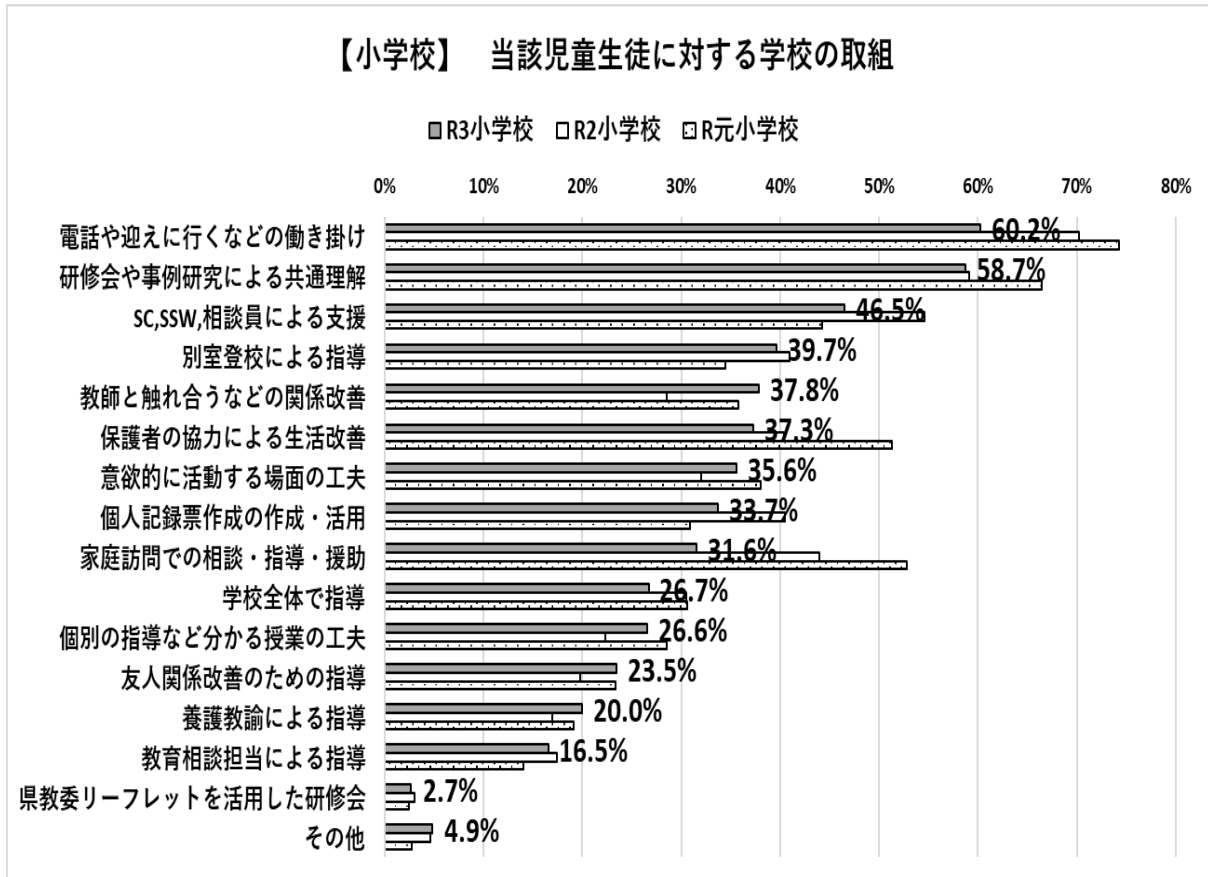


【中学校】 教育機会を確保しなかった理由（複数回答）（人）

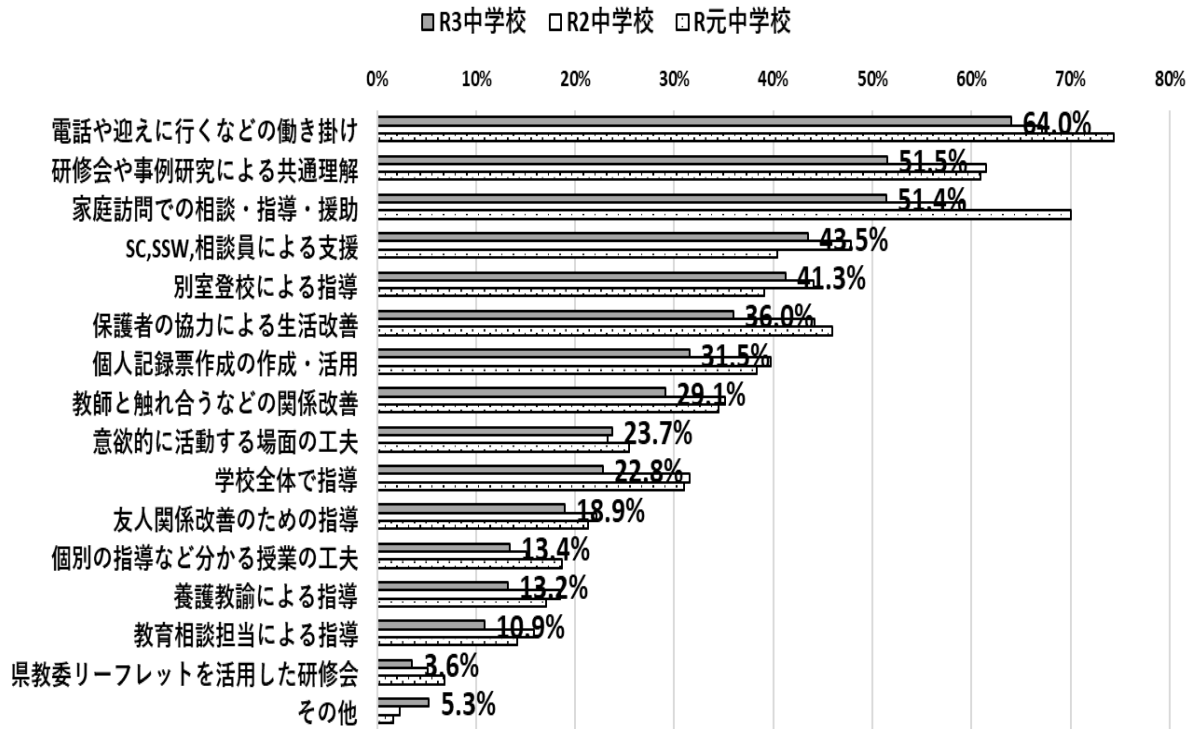


(6) 校内での取組について

- 小学校では、「電話をかけたりに迎えに行ったりした」が60.2%と最も多く、「研修会や事例研究を通じて全教師の共通理解を図った」が次に多かった。
- 中学校でも、「電話をかけたりに迎えに行ったりした」が64.0%と最も多く、「不登校について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った」が次に多かった。
- 小学校では、「教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係改善を図った」や「様々な活動において本人が意欲を持って活動できる場面を用意した」、「授業方法の改善、個別の指導など授業が分かるようにする工夫を行った」が増えている。



【中学校】 当該児童生徒に対する学校の取組



令和４年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」の結果について

1 目的	生徒の学力状況及び学習状況等を把握し、各学校における学習指導及び進路指導の改善に役立てる。
2 調査項目	学力状況に関する調査(国語, 数学, 英語):2年生 学習状況等に関する調査:1・2年生
3 調査対象	公立(県立, 仙台市立, 石巻市立)高校1年生 12,626 人, 2年生 12,494 人
4 実施期間	令和4年7月1日(金)～7月8日(金)

※（ ）内は令和３年度の正答率

5 学力状況に関する調査結果の概要（２学年）		共通問題正答率
国語	<ul style="list-style-type: none"> ○言語事項では、同音異義語や日常生活で触れる機会が少ない漢字の知識の定着に課題があるが、基礎的・基本的な漢字の読み書きは、おおむね定着している。 ○現代文では、文章構成や論理展開を把握し、表現の特色を踏まえ全体の内容を捉えることはできていないが、心情や情景を読み取ることはある程度できている。 ○古典では、漢文の返り点の用法については比較的身に付いているが、語句及び文法・句法の理解が不足しており、登場人物相互の関係や場面の推移を的確に捉えることに課題がある。 	62.0 (56.8)
数学	<ul style="list-style-type: none"> ○学習内容のうち、整式の計算、分母の有理化、二次方程式、三角比の求値については一定の定着がみられるが、絶対値、二次関数のグラフ、二次不等式、正弦定理、余弦定理、箱ひげ図については、定着があまり見られない。 ○数学的な見方・考え方については、適用する公式や定理が明らかな問題や与えられた条件を公式や定理に適用して解く問題の正答率は比較的高いが、与えられた条件を正しく読み取り、必要となる公式・定理を活用する問題や、数学的な考察が必要となる問題の正答率は低い。既習事項を相互に関連付け、数学的に表現・処理することや、二次関数などでグラフ等を活用して考察することができていない。 	48.9 (47.5)
英語	<ul style="list-style-type: none"> ○リスニングでは、基本的な語彙や文法事項を用いた英語を聞き、場面や状況を把握することはできているが、まとまった量の英語を聞き、概要や要点を押さえ、必要な情報を聞き取る力が不足している。 ○文法・語法では、中学校の学習内容のうち、関係詞の省略の文構造や、間接疑問の語順について、高校の学習内容のうち、使役動詞や分詞構文、仮定法、文型について理解が不十分であるが、基礎的・基本的な時制については定着がみられる。 ○情報検索では、複数箇所から必要な情報を検索したり、事実と意見を区別して的確に理解したりする力が不足しているが、資料から基本的な情報を探し出すことはできている。 ○長文読解では、未知の語句を推測しながらまとまった量の英文を読み、概要や要点を読み取る力や初見の単語や表現の意味を推測して読む力が不足している。 	53.7 (41.8)
6 学習状況等に関する調査結果の概要（１学年・２学年）		
学習	<ul style="list-style-type: none"> ○授業内で、自分の考えを发表或し、集団で話し合ったりする学習活動や、生徒が課題を見つけたり、解決したりする学習活動が多いほど、生徒の授業理解度や各教科の正答率が高い傾向にある。 ○平日に1日2時間以上学習する生徒の割合は1年生で減少している。2年生では増加しているがその割合は14.3%にとどまっている。 ○平日にスマートフォン等を勉強以外に2時間以上使用する1,2年生の割合が7割を超えており、休日にスマートフォン等を勉強以外で1日6時間以上使用する2年生の増加の割合が著しい。 	
生活	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣や体調管理について、75～90%程度の生徒が安定的な生活を送っている。 ○1年生では85%程度、2年生では80%程度の生徒が、学校生活に充実感や満足感を感じている。 	
志教育	<ul style="list-style-type: none"> ○「志教育」の3つの視点に関する意識については、概ね良好な状況である。 ○「自分の個性や適性が分かっている」については70%程度、「働くことの意義を理解している」については85%程度が肯定的な回答をしている。 	
7 学力向上に向けた今後の取組		
<ul style="list-style-type: none"> ◇「主体的・対話的で深い学び」と「目標や振り返りを意識した授業」の実践 ◇「探究的な学び」の充実 ◇自己の生き方を考え設計する力の育成、家庭と学校との連携 ◇「志教育」の充実 		

令和5年度宮城県立中学校入学者選抜に係る 新型コロナウイルス感染症等への対応について

1 受検生本人が新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者に特定された場合

受検生の状況		受検対応	配慮申請
感染症罹患者	適性検査日当日までに退院又は療養解除されていない (療養期間については別紙1のとおり)	受検 できない	【様式Ⅱ-3】 調査書に よる選抜 (特例措置)
濃厚接触者※1	① 以下の項目に1つでも該当する場合 <input type="checkbox"/> 初期スクリーニング検査（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査）の結果、陰性が確認できていない※3 <input type="checkbox"/> 別紙2「健康状態チェックリスト」の項目①～⑤のどれか1つでも「はい」にチェックが入っている <input type="checkbox"/> 検査日当日、公共交通機関を利用せず、検査会場に自動車等※4で往復する等の手段が取れない		
感染の可能性 がある者※2	② 以下の項目の全てに該当する場合 <input type="checkbox"/> 初期スクリーニング検査の結果、陰性である※3 <input type="checkbox"/> 検査日当日も無症状である（別紙1「健康状態チェックリスト」を記入し、検査日当日に持参すること） <input type="checkbox"/> 検査日当日、公共交通機関を利用せず、検査会場に自動車等で往復できる	別室で 受検できる	【様式Ⅱ-3】 別室受検

※1 陽性者の同居家族である者や、保健所・施設管理者から濃厚接触者と特定された者。
(宮城県の基準による待機期間が解除された者(別紙1のとおり)を除く。)

※2 新型コロナウイルス感染症罹患者が校内で確認され、学校保健安全法第19条により学校長が感染の可能性のある者として出席停止を要請している者。

※3 行政検査が行われない場合等は、十分に健康観察を行い、無症状であることをもって、陰性であることと同様の扱いとする。

なお、可能であれば抗原定性検査キットにより陰性確認を行うことが望ましい。

※4 自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、自転車、タクシー、ハイヤー等。ただし、タクシー、ハイヤー等については、業界団体が策定して感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること等の条件のもと利用するものに限る。

2 受検生本人が新型コロナウイルス感染症に罹患していない、かつ、濃厚接触者に特定されていない場合

受検生の状況		受検対応	配慮申請
発熱等の症状がない者		受検できる	【申請なし】 通常受検※5
発熱等の症状がある者	インフルエンザに罹患又は発熱、咳、 鼻水等の諸症状がある	別室で 受検できる	【様式Ⅱ-3】 別室受検

※5 適性検査の受検に際し、別紙2の基準により検査日の直前に療養解除、待機解除された場合や新型コロナウイルス感染症罹患者が確認された小学校長から、「新型コロナウイルス感染症に対する精神的不安」を理由に配慮申請があった場合、当該中学校長は、県教育委員会教育長と協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、該当する受検生の別室受検を認めることとする。

3 調査書による選抜（特例措置）又は別室受検の申請について

1又は2に基づき調査書による選抜（特例措置）又は別室での受検対応を必要とするときは、以下のとおり対応する。

- (1) 1月5日（木）までに、新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者に特定された場合
 - イ 保護者は、調査書による選抜又は別室受検の希望を、小学校へ電話で連絡する。
 - ロ 小学校は、配慮申請書（様式Ⅱ-3）を作成し、出願先中学校へ提出する。
- (2) 1月6日（金）までに、新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者に特定された場合
 - イ 保護者は、調査書による選抜又は別室受検の希望を、小学校へ電話で連絡する。
※1月6日（金）午後4時以降に判明した場合には、(3)と同じ対応をとるものとする。
 - ロ 小学校は、出願先中学校へ午後5時までに電話で連絡する。
 - ハ 小学校は、1月10日（火）に配慮申請書（様式Ⅱ-3）を、出願先中学校へ提出する。
- (3) 1月7日（土）午前8時30分までに、新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者に特定された場合、又は発熱症状（インフルエンザ罹患・インフルエンザ様症状）が見られた場合
 - イ 保護者は、調査書による選抜又は別室受検の希望を、出願先中学校へ午前8時30分までに電話で連絡する。（「適性検査前日から当日までの発熱症状対応フロー図（別紙3）」を参照）
 - ロ 保護者は、出願先中学校へ上記イの連絡をした旨を、小学校へ1月10日（火）に電話で連絡する。
 - ハ 小学校は、配慮申請書（様式Ⅱ-3）を作成し、1月11日（水）までに出願先中学校へ提出する。

4 検査会場となる県立中学校・高等学校における対応について

(1) 事前準備について

生徒・教職員に罹患者が出る等の不測の事態が生じた場合、検査会場を消毒する等の対応が必要となる。1月7日（土）の検査を円滑に実施するために、1月5日（木）までに会場準備を行い、1月6日（金）は臨時休業として生徒を登校させず、不測の事態に対応できるようにする。

(2) 検査前に生徒・教職員の罹患及び濃厚接触者が確認された場合

- イ 当該県立中学校・高等学校内の消毒等を徹底し、予定どおり入学者選抜を実施する。
- ロ 校長が罹患した場合は、副校長がその職務を代行し、また、校長及び副校長が罹患した場合は、教育委員会から職員を派遣し、その職務を代行することで、円滑に入学者選抜が実施できるよう措置する。
- ハ 教職員の罹患者が複数に及んだ場合は、教育委員会から職員を派遣し、その業務を代行することで、円滑に入学者選抜が実施できるよう措置する。

5 円滑な県立中学校入学者選抜の実施に向けた対応について

- (1) 児童及び当該県立中学校・高等学校教職員は、マスクの着用やうがい、手洗いの励行等、新型コロナウイルス感染症予防を徹底すること。
- (2) 検温の結果については、前日から体温報告書（別紙4）に記録し、受検をする県立中学校に受検生が検査日当日に提出する。
- (3) 受検の前から継続して発熱・咳等の症状がある場合は、あらかじめ医療機関を受診すること。
- (4) 児童や当該県立中学校・高等学校教職員への罹患が確認された場合は、速やかに県教育委員会（高校教育課）に報告し、対応を協議することとする。
- (5) 発熱、咳等がある当該県立中学校・高等学校教職員は勤務を控え、速やかに医療機関を受診させる等、新型コロナウイルス感染症予防に万全を期すこととする。

6 その他

- (1) 調査書等の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ・出席日数や学習評価の内容等の記載により、不利益を被ることがないように配慮する。
- ・スポーツ・文化関係の行事、大会の実績や、資格・検定試験等について参加できなかったことのみをもって不利益を被ることがないように配慮する。
- （上記の取扱いについては、昨年度からの変更はありません。）

- (2) 「受検上の配慮申請書（様式Ⅱ-3）」、「罹患者の療養期間及び濃厚接触者の待機期間について（別紙1）」、「健康状態チェックリスト（別紙2）」、「適性検査前日から当日までの発熱症状対応フロー図（別紙3）」、「体温報告書（別紙4）」については、高校教育課のホームページからダウンロードすることができる。（<https://www.pref.miyagi.jp/site/sub-jigyoku/kyo-r4senbatu.html>）

新型コロナウイルス感染症罹患者の療養期間及び濃厚接触者の待機期間について

1 新型コロナウイルス感染症罹患者の療養期間について

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
有症状で療養した場合	発症日	療養期間						療養最終日	療養解除
無症状で療養した場合	検体採取日	療養期間						療養最終日	療養解除
		療養期間				療養最終日	療養解除		

注: 有症状で療養した場合、症状軽快後、24時間経過した時点で療養最終日となり、療養解除となる。

注: 無症状で療養した場合、5日目に検査キットで陰性となった時点で療養最終日となり、療養解除となる。

※ 症状が残っている場合や、無症状から有症状になった場合は、療養期間が延長する場合がありますので、その際は保健所等に確認してください。

2 濃厚接触者の待機期間について

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
原則となる待機期間		自宅待機・健康観察					待機解除日	
待機期間を短縮する場合	最終接触日	自宅待機・健康観察	抗原定性検査キットで陰性	抗原定性検査キット ↓ 陰性確認 時点より待機解除	健康観察と感染対策の徹底			7日目まで健康観察・感染対策の徹底

※ 濃厚接触者とは、陽性者の同居家族である者や、保健所・施設管理者から濃厚接触者と特定された者

※ 濃厚接触者の待機期間は、最終接触日を0日目として5日間（6日目解除）が原則だが、2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合、3日目から待機解除が可能

※ いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認を継続

(別紙2) このチェックリストは「受検可能な濃厚接触者」のみが提出するものです。

令和5年度宮城県立中学校入学者選抜用健康状態チェックリスト

令和5年1月 日

出願先 中学校名	中学校	受検番号	
小学校名		受検者氏名	
		保護者氏名 (確認者氏名)	

- 確認項目のチェック欄は、受検者本人が記入したものを、保護者（確認者）が必ず確認し、保護者（確認者）氏名を自筆してください。

確認項目	確認結果	
① 発熱の症状（37.5度以上）がある。 検温結果【 . 度】	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
② 息苦しさ（呼吸困難）がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
③ 強いだるさ（倦怠感）がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
④ 咳の症状がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
⑤ のどの痛みがある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

- ・ 確認項目の該当する項目すべてに☑を記入してください。
- ・ 確認項目で「はい」が1項目以上該当する場合には、本日の検査を受検することはできません。
- ・ 確認項目がすべて「いいえ」の場合にこの用紙を受付に提出してください。